



Title	森林管理と海外直接投資 : ニュージーランド法制度の背景
Author(s)	Nicola, Spence
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40524
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	ニコラ スペンセ NICOLA SPENCE
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 13608 号
学位授与年月日	平成10年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	森林管理と海外直接投資：ニュージーランド法制度の背景
論文審査委員	(主査) 教授 松浦 好治 (副査) 教授 江口 順一 教授 野村 美明

論文内容の要旨

ニュージーランドの1991年資源管理法など環境法の強化と関連するリスクは、ニュージーランド林業に対するFDIを思い止まらせる可能性がある。したがって、この論文の最終目的としては以下の二点があげられる。第一の目的は、環境法強化というリスクが投資抑制の十分な理由となりうるかどうかを理解するために、最近の、ニュージーランド林業に対する海外直接投資の本質と理由を理解することである。第二の目的は、ニュージーランドの林業に対する将来の海外直接投資を促進し、それにとって利益となるような観点から、この法律を解明することである。国有林の民営化は、中心的役割を担うが、海外直接投資をこの過程の単なる最終結果として考えるべきではない。その他の要因、例えば海外の企業の地域産業への参入を可能にした企業固有の特徴と、国内の企業が海外直接投資に及ぼした影響についても考慮する必要がある。研究を必要とするもう一つの要素は、世界の産業の変化、特に、広い範囲にわたって原生林を閉鎖してしまうことである。海外の森林所有権の空間的パターンは、環太平洋の投資の本質を説明する焦点となる。これらは、ニュージーランドの森林産業の過去の発展に、強く影響されていると考えられている。これと関連する他の目的は、国有林の発展を記録し、その開発を海外の森林所有権の本質と結びつけること、輸出のエキスパートとしての多国籍企業の活動の役割を説明すること、ニュージーランドからの森林産物輸出の潜在的成長性の評価の一助となること、そして最後に、外国の投資家や議会に影響を与える1991年資源管理法における重要な原理と、商業森林管理に対して、投資家や議会が取っているアプローチについて考慮することである。

これらの目的を達成した上で、経験的または理論的論文から得た考えを、多国籍企業を理解するための一般的枠組みに作り上げていくことにする。筆者は、各々の国に各々の多国籍企業理論がある、あるいは、あるべきであると確信する。しかし、このような各国特異的な理論では、理論という言葉の通常の意味においては、理論とは実際全く言えないものであろう。それゆえ、理論の提示は、大部分の論文にとっての一般的レベルで行うことにする。それにより、たとえば、折衷パラダイム、内部化理論、そして、Kojima&Ozawa論文(1986)により発表された多国籍企業の世界的進出を説明する理論など、FDIのより具体的で操作証明可能な理論の多くを包摂することが可能になるのである。

論文審査の結果の要旨

この論文は、通常の法学論文とは異なり、国際的な投資の動きの中で自然保護その他の国内法制度が投資にあつてのリスクとなるという点に注目して、国際的な投資行動、自然保護、先住民の権利保護を関連づけて考察しようとする点に特色を持っている。本論文は、ニュージーランドの国有林管理を主たる考察対象にしているが、危機にある日本の林野行政を背景的視野に入れており、随所に日本への言及が見られる。

スペンス氏の論じるところによれば、ニュージーランドでは、日本同様、かつて森林管理は危機的状況にあった。そこからの脱出は、1980年代から規制緩和と海外投資の導入という形で試みられた（国有地の売却を含めた抜本的な施策が取られた）。この動きは、投資管理、自然保護、先住民の権利保護など多くの問題を生み出したが、スペンス氏は、1991年の資源管理法に代表されるニュージーランドの試みは、それなりの成果を挙げているとする。論述は、資源管理法の構造、投資行動理論、日本企業を含めた林業会社の事例研究など豊富である。

スペンス氏は、この論文が日本の林野行政についてもインプリケーションについては慎重であるが、参考になる点が少ないと思われる。スペンス氏による法制度の分析や判例の評価、結論については、必ずしも全面的に賛成できないが、資料調査、考察方法などを見れば、氏が独立した研究者として今後研究を行っていくことのできる能力を有していることを十分に示しており、博士号の授与に値すると判断する。